

# JAS 0416

日本農林規格  
JAPANESE AGRICULTURAL  
STANDARD

---

生産情報公表養殖魚

Cultivated fish with production details

2008年 3月 21日 制定

2019年 12月 13日 改正

---

農林水産省

## 目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	用語及び定義	1
3	生産の方法	2
4	表示	2
4.1	表示事項	2
4.2	表示の方法	2
4.3	表示禁止事項	3

## まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律に基づき、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成30年3月29日付け農林水産省告示第683号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。



## 生産情報公表養殖魚

## Cultivated fish with production details

## 1 適用範囲

この規格は、生産情報公表養殖魚の生産の方法について規定する。

## 2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

## 2.1

## 生産情報

養殖魚の生産に係る次の情報。

- a) 養殖業者 (2.2) の氏名又は名称、住所及び連絡先 [認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者 (2.2) の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日]
- b) 養殖場の所在地
- c) 養殖魚の水揚げの年月日
- d) 種苗の種類 (2.3)
- e) 種苗が漁獲された年月日及び場所 [種苗の種類 (2.3) が天然種苗 (2.4) である場合に限る。]
- f) 養殖業者 (2.2) が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称
- g) 養殖業者 (2.2) が使用した動物用医薬品 [種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。] の薬効別分類及び名称
- h) 養殖に使用された漁網防汚剤 (2.6) の名称

## 2.2

## 養殖業者

養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするもの。

## 2.3

## 種苗の種類

天然種苗 (2.4) 又は人工種苗 (2.5) の別。

## 2.4

## 天然種苗

自然産卵によりふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗。

## 2.5

### 人工種苗

天然種苗 (2.4) 以外の種苗。

## 2.6

### 漁網防汚剤

いけすの網に生物が付着することを防ぐ魚類養殖用の資材。

## 2.7

### 生産情報公表養殖魚

箇条 3 及び箇条 4 の要求事項に適合する養殖魚。

## 2.8

### 識別番号

同一の生産情報 (2.1) を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であって、認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が養殖魚ごとに定めるもの。

## 3 生産の方法

生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表していることとする。

## 4 表示

### 4.1 表示事項

表示事項については、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従うほか、次の事項を表示していなければならない。ただし、b) にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に事実在即して表示されている場合には、省略することができる。

#### a) 識別番号

#### b) 生産情報の公表の方法

### 4.2 表示の方法

表示の方法については、食品表示基準の規定に従うほか、次による。

- a) **名称** 名称の表示は、その内容を表す一般的な名称に近接して“生産情報公表養殖魚”と記載しなければならない。
- b) **識別番号** 識別番号の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載しなければならない。
- c) **生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載しなければならない。

### 4.3 表示禁止事項

表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従うほか、**4.1**に規定する事項及び箇条**3**の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。





#### 制定等の履歴

制 定	平成20年 3月21日農林水産省告示第 416号
確 認	平成25年 2月25日農林水産省告示第 503号
改 正	平成27年 3月27日農林水産省告示第 714号
改 正	平成28年 2月24日農林水産省告示第 489号
確 認	平成30年 3月28日農林水産省告示第 636号
改 正	平成30年 3月29日農林水産省告示第 683号
最終改正	令和元年12月13日農林水産省告示第1632号

#### 制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和元年 12 月 13 日農林水産省告示第 1632 号  
令和元年 12 月 13 日から施行する。